

平成25年度第2回平塚市母子保健事業推進連絡会 会議録

日 時 平成26年3月27日(木)午後1時30分から2時30分まで

会 場 保健センター3階 会議室3

出席者 参加者：近藤朗氏、小清水勉氏、山澤秀雄氏、宮崎晃子氏

事務局：二宮課長、岡田主管、松本主管、木原主査、三浦主査、
古畑主査、小山主任

1 開会 平塚市健康課長挨拶

2 議題

(ア)平成26年度事業(案)について

事務局：平成25年度母子保健事業実施状況及び平成26年度計画(案)資料1につ
いて説明

母親父親教室は3日目の内容で沐浴指導を中止し、乳幼児揺さぶられ症候群
の内容を実施する。

予防接種事業で、平成26年度10月から水痘及び成人用肺炎球菌ワクチンが
定期接種に位置づけられる疾病となるよう国において現在調整中である。

また同一ワクチンにおいて予防接種実施規則が改正され、接種間隔が緩和さ
れる予定。3月26日に県より正式な通知「予防接種実施規則の一部を改正する省
令の施行等について」があり、概要は 接種間隔の上限の撤廃...ジフテリア、
破傷風、百日せき及び急性灰白髄炎の第一期の予防接種、日本脳炎の第一期の
予防接種の初回接種、Hib感染症の予防接種並びにヒトパピローマウイルス
感染症の予防接種について、接種間隔の上限を撤廃する。 接種間隔の下限の
明確化...日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種について、初回接種終了後お
おむね1年を経過した時期に1回実施するとされているところ、運用上の実態
を踏まえるとともに、接種間隔の明確化の観点から、6月以上に変更する。
過剰接種の防止等...小児の肺炎球菌感染症の予防接種について、初回接種開始
時が生後2月から12月までの場合、初回接種を期限内に終了せずに追加接種を
行うと免疫が不十分となる可能性があるため、当該期限について、生後12月な
いし13月までを生後24月までに延長する。また、初回接種開始時が生後2月か
ら7月までの場合、過剰接種を防止するため、初回接種の2回目の注射が生後
12月を超えた場合には、3回目の注射は実施しないこととする。

参加者： 母親父親教室の内容で沐浴実習が取り止めとなり揺さぶられっこ症候群の講
話を行うことになったのは何か理由があつたのか。沐浴実習の気がないの
か。

事務局： 沐浴実習自体は参加者には人気があり、実施するとためになったという声が多く聞かれるが、沐浴は産院で行って退院となるため、市の教室では沐浴はやめて、揺さぶられ症候群について話す。生後 1、2 か月は赤ちゃんの泣きが強い時期であるため、その対応の周知に切り替えていきたいと考えている。

参加者： この管内で実際に揺さぶられ症候群はおこっているか。

事務局： 赤ちゃん訪問で生後 4 か月までの全戸訪問を行っている。訪問では赤ちゃんの泣きの時期は落ち着いたという声も多く聞くが、対応に困ったという声も聞く。しかし、揺さぶられ症候群と診断された実例の報告は今まではない。

参加者： 2 歳児歯科健診を年 2 4 回が 2 6 回へ変更。文面だけ見ると出勤が増えている。しかし平成 2 5 年度歯科医師が 5 6 人で 2 6 年度は 5 2 人と 4 名減らされている。回数は増えるが 1 回あたりの出勤が 3 名のところ 2 名となるなど減っている。歯科的な見地でいうと 2 歳児歯科健診の時期は 1 歳 6 か月児健診よりもハイリスクを見つけるのに重要な時期である。今後もこのような減少に進めていくのか。

事務局： 回数としては 2 回増えているが、定員自体は減っている。平成 2 5 年度までが 1 回あたり 7 5 人の定員の部分があったが、この定員が埋まる状況にあまりなかった。今回は機会を増やすということを考えての変更となっている。その予約の状況や受診の状況を見て今後を考える。また今年は周知の方法を見直すことも考えている。

参加者： 歯科的には 2 歳という時期は大事な時期であるので、周知をしっかりと行って増えるような傾向になるようにしてほしい。

(イ) 新規事業 特定不妊治療費助成事業の開始について(資料 2)について説明

事務局： 特定不妊治療費助成事業 (資料 2)について説明

平塚市では新規事業となるが、周辺他市町村では行われている。特定不妊治療費助成事業としては国・県で行われている助成に対して上乘せをしていく。県の助成を受けた人が対象。周知はタウンニュース・広報 4 月第 1 金曜日号に掲載予定。3 月末日にもホームページにアップする予定。県の保健福祉事務所にもチラシを置く予定。

参加者： 申し込みをされる人は、県と市の両方の窓口に行かなくてはいけないのか。

事務局： まず県にて申請し、決定した人に市の窓口申請に来ていただく。

参加者： 年齢制限があるのか。

事務局： 厚生労働省からの文書では年齢制限が徐々に適用され、4 3 歳になるまでとなる。その段階的な適用が平成 2 6 年度から始まる。

参加者： 平塚市の年齢適用もゆくゆくは 4 3 歳となるのか。

事務局： そのようになる。

参加者： 試験管では受精が成功するが、子宮に戻すと定着しないことが43歳を過ぎると急に増える。

参加者： 不妊治療は様々なケースがあるだろうが一般的には年間どのくらいの費用がかかるのか。

事務局： 資料等によると1回あたりの費用が30万円から40万円と書かれている。

参加者： 東京等の有名病院などでは1回50万円以上のところもある。

参加者： それを年間何回か受けるケースがあるということか。

事務局： 平均1.65回という資料がある。

参加者： 平塚で体外受精を行っている医療機関はなく遠い病院に行かなければならなかったが、最近は比較的近いところで受けることができるようになってきている。

(ウ) 予防接種について

ア 事業案の中で報告済み

参加者： 3月26日に届いた通達をみると、内容的にはかなり前向きなものとなっているようだ。

(エ) その他

参加者： 成人に対するMRワクチン接種についてお尋ねする。

成人に対する風疹の予防接種の費用補助の対象者が妊婦の夫と限定されており、平成25年3月31日までとなっているが、3月31日で終了ということで変更はないか。延長の予定はないのか。

事務局： 平成26年度も同様に実施。

参加者： 妊婦の夫という制限の拡大は考えていないのか。

参加者： 今後風疹の流行の主体は、こどもではなく風疹抗体を持たない成人が主流となると考えられる。先天性風疹症候群を発生させないためにも、成人男子に対するワクチン接種を強力に推し進める必要がある。当市では接種対象を妊婦の夫に限定しており接種率は低いと聞き及んでいる。他の自治体では一般の成人男性も対象に含め、高い接種率をあげていると聞く。この機会に当市も対象幅を拡大することを考えて欲しい。

事務局： 拡大は考えていない。妊婦の配偶者（事実婚を含む）ということ。

母子手帳の歯科記録について

事務局： 現在の母子手帳の年齢ごとの記載のページではなく、後ろの方のページの歯科の健康診査保健指導予防処置について記載するページが以前の県が作成していたものに比べて記載できるページが少ないということで、昨年度まで、妊婦

健診の補助券がついている別冊に入れていた。しかし出産するとその別冊を使わないことが多いため、1歳6か月の健診で記録のページを印刷したものを切り取って貼って使うように変更。歯科医師に使用状況を聞きたい、歯科医院に母子で受診した際には、母子手帳を持ってくるように声をかけ、母子手帳の活用をお願いしたい。1歳6か月で配布しているが、手元にそれを持っていないということが多いうのであれば配布の方法を検討していきたい。

参加者： 1歳6か月児健診で配布を開始したのはいつからか。

事務局： 今年度から。

参加者： 記載欄が足りないという認識はなかった。小児歯科専門の歯科医院では記載事項も多いため、足りないこともあるのだろう。母子手帳がコンパクトになり記載ページが少ないということであれば、今後印刷をするときに母子手帳のページを増やすことはできないか。

事務局： 母子手帳自体のページが増えることはない。

毎年新しい母子手帳に更新はされているが、内容は国で決まっている部分は官報等で知らされた内容が反映されたものとなるが、その他の部分は業者のオリジナルとなっている。

参加者： 以前の大きさなら記載欄が足りるのであれば元の大きさに戻せばよいのでは。

事務局： 大きさは市民への聞き取りでは小さいほうがよいという意見が多数を占めた。

参加者： 医科的にはサイズが小さいことでの不都合はないのか。

参加者： 医師からも活字が読みづらいという声はよく聞かれた。
オーダーするとコストも高くなるのか。

事務局： はい。

参加者： コスト等を考えるとしょうがない。

事務局： 次回26年度の開催は例年どおり11月と3月を予定している。

今後推薦依頼を各団体にする予定。

閉会

以 上